

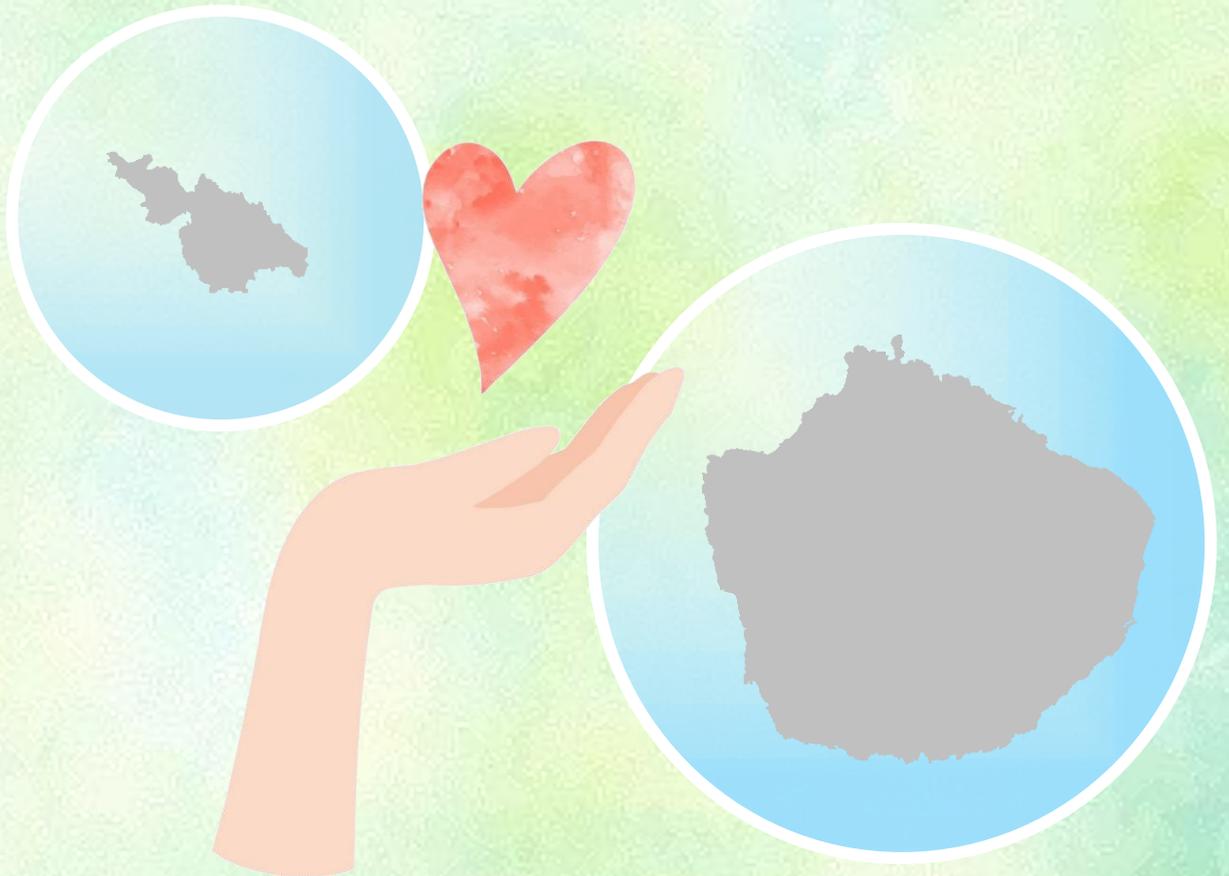
第2次

屋久島町男女共同参画基本計画

【概要版】

～男女が互いを尊重し多様な人が協働するまちづくり～

令和8年度～令和17年度



令和8年2月

屋久島町

第2次屋久島町男女共同参画基本計画を策定しました。

【男女共同参画とは】

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけでなく、活動の中心として意思決定に参加するなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。

そして、「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野で男女が共に参画でき、均等に利益を享受でき、かつともに責任を負う社会を意味します。この男女共同参画社会の形成は、世界的に重要な課題とされており、実現に向けた取組が行われています。

【日本と屋久島町の取組】

我が国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を施行し、その後も配偶者からの暴力の防止、職業生活における女性の活躍推進など様々な法の施行や施策に取り組んできました。

屋久島町では、平成27年3月に「屋久島町男女共同参画基本計画」を策定し、屋久島町の男女共同参画の推進に取り組んできました。

この度、「屋久島町男女共同参画基本計画」の計画期間が令和6年度で終了したことから、その間の社会情勢の変化や法制度の拡充を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進することを目的として、「第2次屋久島町男女共同参画基本計画」を策定しました。

男女共同参画社会（男性も女性も、意欲に応じて様々な分野で活躍できる社会）が実現することによって

職場に活気

- 女性の参画が進み、多様な人材が活躍し生産性向上
- 働き方の多様化が進み、一人ひとりが働きやすく能力を発揮しやすい職場に

家庭生活の充実

- お互いに協力することで信頼関係が深まる
- 仕事と家庭の両立支援が進み男性の家庭への参画、子育てが実現

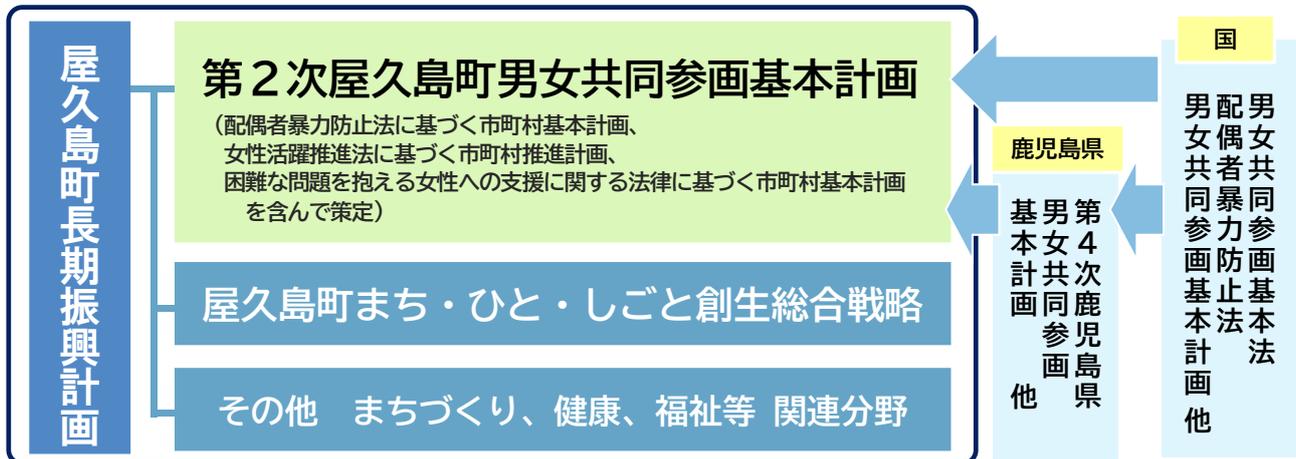
地域の活性化

- 男女がともに主体的に活動することでコミュニティが活発化・強化
- 色々な意見を取り入れ、皆が暮らしやすい地域の形成

ひとりひとりの豊かな人生と活気ある地域につながります

計画の位置づけ

- 第2次屋久島町男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しました。
- また、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しました。
- 町内においては、本町の最上位計画である「屋久島町第二次長期振興計画」の方針に基づくとともに、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第三期）」等の関連計画とも整合性を保ち策定を行いました。



計画の期間

- 第2次屋久島町男女共同参画基本計画は、その計画期間を令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)の10年間とします。
また、計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。



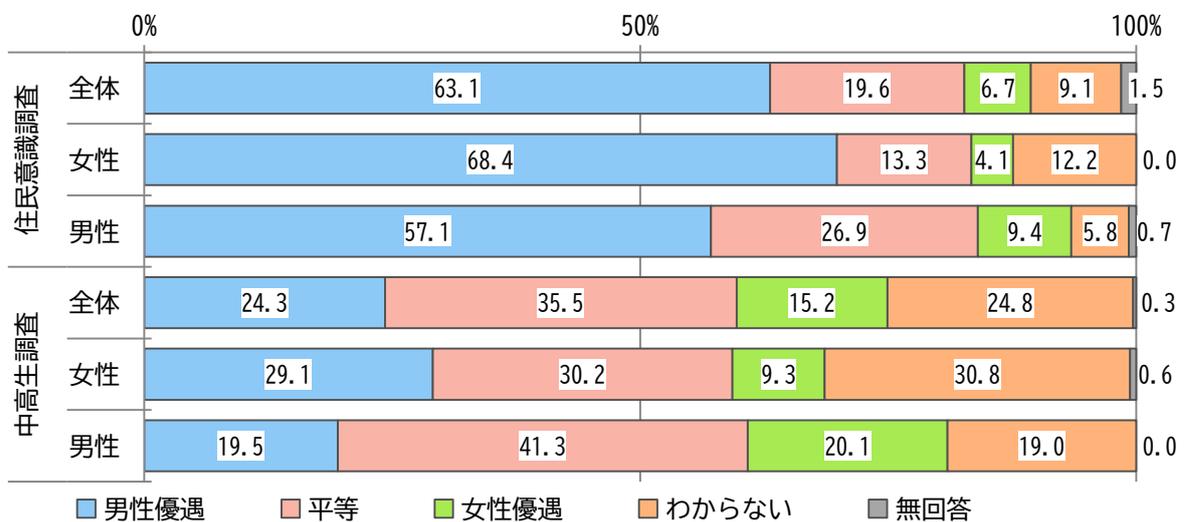
アンケート調査から

計画の策定にあたり、20歳以上の住民の方と、中学生・高校生にアンケート調査を行いました。その結果の一部をご紹介します。

(1) 男女の地位の平等感

社会全体での男女の平等感については、住民意識調査全体では「男性優遇」が63.1%、「平等」が19.6%、「女性優遇」が6.7%と、住民の大半が男性が優遇されていると感じています。

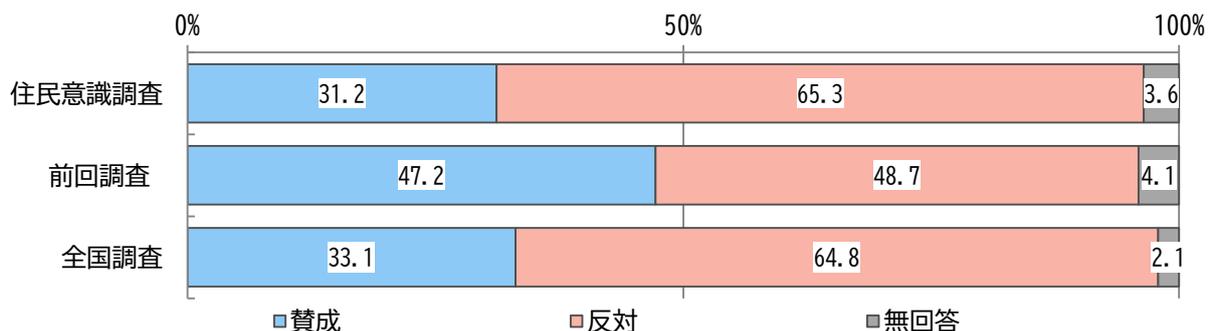
住民意識調査、中高生調査ともに、男性より女性の方が「男性優遇」の割合が高く「平等」と「女性優遇」の割合が低くなっています。



(2) 固定的役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

固定的性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別によって役割を決める考え方）について、住民意識調査では「賛成」が31.2%、「反対」が65.3%と反対する意見が約3分の2となっています。

「賛成」の割合は平成26年度の前回調査よりも16ポイント減少し、全国調査よりもやや低くなっています。



計画の基本理念



男女が互いを尊重し 多様な人が協働するまちづくり

男女共同参画社会とは、男女が互いにその権利を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する社会です。

現在、屋久島町は人口減少とそれによる人手不足が深刻化しています。

誰もが住みやすい、能力を発揮しやすいまちづくりに取り組むことで、男女がともに活躍することは、地域や社会の活力を高め、転出抑制・転入促進や持続可能な社会の形成につながります。

屋久島町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画」では、10年間の重点目標を「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」と定めています。あらゆる主体が協働してまちづくりに取り組むためには、古くからの慣習や偏見を解消し、男女がお互いを尊重し、ともに活動する意識を持つことが第一歩となります。

以上のことから、第2次屋久島町男女共同参画基本計画の基本理念を「男女が互いを尊重し多様な人が協働するまちづくり」と定め、男女共同参画促進の取組を促進し、多様な立場の人が互いを尊重し、協力し活躍できる地域の形成を目指します。

SDGsの視点からの計画の推進

屋久島町では、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする様々な計画・取組に、SDGsの考えを取り入れて推進しています。

SDGsは「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げており、17のゴールのうちゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げており、男女共同参画とは密接な関係にあります。

そのため、本計画においても、SDGsの考えを取り入れて計画を推進します。



施策の方向性 1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の改革、教育・学習の推進

男女共同参画社会の形成のためには、町民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その視点に立って行動することが必要です。

学校での男女共同参画の教育や実践的な取組を推進するとともに、高齢者を中心として地域でも男女共同参画に関する周知・啓発を行い、すべての世代が男女共同参画について理解し、推進に取り組むまちを目指します。

あわせて、性的マイノリティなど、多様な性のあり方についても周知・啓発を進め、正しい理解を持ちすべての人を尊重する意識の醸成を図ります。

対応する
主なSDGs



【主な取組】

- 男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進
- 人権・男女共同参画についての授業等の取組に関する支援
- 性の多様性に関する周知・啓発

施策の方向性 2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

地域における男女共同参画の推進は、様々な人の地域への参加と誰もが暮らしやすく活気がある地域社会づくりにつながります。

地域活動や方針決定の場への女性参画拡大に向けて、女性自身への支援と、どうしたら女性が参画しやすいかについての啓発や理解促進に努めます。

また、大規模な災害は、女性や子ども、高齢者などがより多くの影響を受けます。男女共同参画による多様な視点や人材を生かした防災・減災で、すべての人の被害を最小限にとどめます。

対応する
主なSDGs



【主な取組】

- 公民館活動における男女共同参画の推進
- 審議会等における女性の参画の促進
- 性差に配慮した避難所環境の整備

施策の方向性3 誰もが希望する働き方と生活が選択できる環境の整備

好きな形で働き、性別にかかわらず活躍することは、個人の幸福の基本となります。また、多くの人々が個性と能力を発揮して活躍することは男女共同参画社会の形成につながるとともに、働き手が減少する中の地域経済の活性化にとって非常に重要であり、男性にとっても負担の軽減につながります。

アンケート調査では、町の女性の多くが出産後も就労を継続したいと考えていることから、保育・教育環境の充実や、家事・育児の分担意識の醸成など、家庭の理解、地域・職場の環境整備に向けて取り組めます。

対応する
主なSDGs



【主な取組】

- 雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保の推進
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての広報・啓発活動
- 男性を対象とした育児への参画のための支援

施策の方向性4 生涯を通じた男女の健康への支援

生涯、心身ともに健康で充実した生活を送ることは、個性と能力を発揮して活躍する社会の前提となります。

特に、女性の心身の状況は妊娠や出産などのライフステージごとに大きく変化することから、女性は男性と異なる健康上の問題があるということ等への啓発が求められます。

本町は、乳がん、子宮頸がんの受診率低下や、男性の平均余命・平均自立期間が短いこと、糖尿病などが課題とされています。これらの課題解決に向けて、性別・世代による健康課題の違いについての周知、健康づくりに取り組みやすい地域づくりなど、すべての人が健康的な生活を送れるまちづくりに取り組めます。

対応する
主なSDGs



【主な取組】

- 健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進
- 高齢期の自立した生活のための健康づくりの充実
- 母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進

施策の方向性5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないまちづくりと被害者支援の充実

配偶者への暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、個人の権利を脅かすものであり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題となります。

そのためには、町民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近で重大な人権侵害であることを正しく理解し、それを容認しないまちづくりに積極的に取り組むことが必要となります。あらゆる暴力を容認しない社会づくりに向けたさらなる意識啓発や、事案発生時の支援体制の充実、ハラスメントやデートDVの防止などの様々な取組を推進します。

対応する
主なSDGs



【主な取組】

- 配偶者等からの暴力防止に向けた周知・啓発
- 被害者の早期発見・早期対応、安全と安心の確保
- デートDV防止に関する教育・啓発の推進

施策の方向性6 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

女性は、出産・育児の影響や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇格差などから、男性に比べて貧困のリスクが高く、高齢の女性は特にその傾向が強いです。また、貧困だけでなく、女性であることに加えてDV、疾病やひとり親、外国人であるなど様々な要因によって、複合的な困難に直面するケースも存在します。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、立場にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域を目指して、地域・福祉・雇用などの様々な団体と連携し、生活上の困難を抱える人への包括的な支援に取り組めます。

対応する
主なSDGs



【主な取組】

- 生活上の困難に直面する女性等への支援
- ひとり親家庭の支援
- 複合的な困難に直面しやすい人々が安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画を進めるために

男女共同参画の推進は、行政や公的な機関だけではなく、一人ひとりの意識と行動が大切です。性別や立場に関係なく多くの人活躍することは、明るい屋久島町づくりにつながります。

年齢や性別に関係なく、自分のこととして男女共同参画を考えてみませんか？



思い込みに気づき、見直してみませんか？

「男のくせに〇〇だ」、「〇〇は女の役割」などつい思い込んでいませんか？日常の中での無意識の思い込みに気づいて、見直すことが第一歩です。

家庭や地域の役割を分かち合いましょう

家事・育児・地域活動などを、性別にとらわれず協力できていますか。お互いに協力することで、負担が軽くなり、みんながいろいろなことにチャレンジできます。誰もが活躍できる環境をつくっていきましょう。



色々な生き方・考えを大切にしましょう

働き方や人生の選択は人それぞれです。互いの価値観や生き方を尊重し、違いを認め合う地域社会を一緒に育てていきましょう。

小さな積み重ねが、大きな変化につながります！

男女共同参画に関する相談窓口

●鹿児島県男女共同参画センター

電話：099-221-6630

・性別に起因する夫婦・家庭・生き方の悩み等の相談

●みんなの人権110番

電話：0570-003-110

・夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の相談

第2次屋久島町男女共同参画基本計画 【概要版】

発行年月 令和8年2月

発行・編集 屋久島町役場 観光まちづくり課

電話：0997-43-5900 FAX：0997-43-5905